

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童手当受給者・児童の管理関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大口町は、児童手当システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・大口町は、「児童手当の支給認定者の管理」を行うため「児童手当システム」を使用している。
- ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。
- ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
- ・追跡調査のため操作ログを保存している。
- ・端末PCはセキュリティシステムによりデータを持ち出せないなどの対策を講じている。

## 評価実施機関名

愛知県丹羽郡大口町

## 公表日

令和5年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当受給者・児童の管理
②事務の概要	児童手当法に基づき、住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、認定の審査をし、当該手当を支給するための事務である。 また、現況届、各種届出により、児童手当受給者・児童の管理を行っている。 統合宛名システムで個人番号を管理し、業務に必要なデータを、関係機関との情報の提供や照会をするための中間サーバシステムを用いて、必要な情報を元に算定を行う。
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバシステム、統合宛名管理システム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童手当受給者ファイル 2. 児童情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法律第27号。以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第1 第56の項(児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。))の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【別表第二における情報照会】(大口町→他機関) ○番号法第19条第8号別表第2の第74項及び第75項 ・別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの 【別表第二における情報提供】(他機関→大口町) ○番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項 別表第2(第26項、第30項、第87項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大口町健康福祉部こども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大口町総務部行政課 〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話番号(0587)95-1699
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大口町健康福祉部こども課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話番号(0587)94-1222

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	I-1-③ システムの名称	児童手当システム、中間サーバシステム、統合宛名管理システム	児童手当システム、中間サーバシステム、統合宛名管理システム、あいち電子申請・届出システム	事後	
平成29年8月1日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成27年6月30日 時点	1,000人以上1万人未満 平成29年7月31日 時点	事後	
平成29年8月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成27年6月30日 時点	500人未満 平成29年7月31日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	福祉子ども課長 丹羽 武弘	福祉子ども課長 吉田 雅仁	事後	
平成30年4月1日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成29年7月31日 時点	1,000人以上1万人未満 平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成29年7月31日 時点	500人未満 平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	I-5-② 所属長の役職名		課長	事前	
平成31年3月1日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成30年4月1日 時点	1,000人以上1万人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成30年4月1日 時点	500人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策		新規追加	事前	
平成31年3月1日	表紙 特記事項	ICカード、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	事前	
令和2年4月1日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成31年2月1日 時点	1,000人以上1万人未満 令和2年2月1日 時点	事前	
令和2年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成31年2月1日 時点	500人未満 令和2年2月1日 時点	事前	
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年2月6日	I-1-③ システムの名称	児童手当システム、中間サーバシステム、統合宛名管理システム、あいち電子申請・届出システム	児童手当システム、中間サーバシステム、統合宛名管理システム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年4月1日	I-5-① 部署	大口町健康福祉部福祉子ども課	大口町健康福祉部子ども課	事前	
令和5年4月1日	I-8 連絡先	大口町健康福祉部福祉子ども課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話番号(0587)94-1222	大口町健康福祉部子ども課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話番号(0587)94-1222	事前	